



教職員のみなさまへ

2022年1月20日、

人事労務課からの五福事業場過半数代表者に対する「就業管理システムの導入に伴う就業規則改正に関する説明会」の直後に、「組合と人事労務課との連絡会」を開催しました。これに先立って1月の各学部教授会の場で行われた「就業管理システムの導入についての説明会」で、教授会構成員から様々な異論が噴出したため、労働者を代表する立場からその内容を大学側に伝えるというのが、この連絡会の趣旨です。

組合側が伝えた意見のうち、

- ・ 1月に説明して2月に導入は性急すぎる。
- ・ 「システムの設計は現場の声を聴いてからにしてほしかった。

という意見に対して、人事労務課側は

- ・ 就業管理システムは2020（令和2）年時点で既に検討を開始していて、経済学部の教授会では賛成・反対両方の立場からの意見が出ている。教授会を通して情報が伝わっていないのなら、それは学部長・評議員の側の問題である。

・ このシステムは先行している大学の例を参考にして、教員の意見をもとにカスタマイズしたものの。

と回答しました。また

- ・ 教員は裁量労働制であるのに、このシステムによって勤務時間が厳密に計算され、業績評価に影響するのではないかと懸念がある。
- ・ 実質的には、学内でのみ仕事を行っているわけでは



なく、授業準備や研究を自宅や学外で行うことで成り立っているところがある。
VPNで学外からシステムに接続できるようにできないか。

という意見に対して、人事労務課側は

・教員の就業管理システムへの打刻は、後日でも行えるようになっている。また勤務時間も厳密に計算して利用するわけではない。現在行われている「健康管理時間申告書」と同様のものと考えてほしい。

・そもそも裁量労働制は自宅など職場以外の労働を認めているわけではなく、労働時間に算入されるのは職場にいる時間だけである。



但し学長が「在宅勤務」を命じた場合はこの限りではない。

と回答しました。特に後者は誤解しやすい点であり要注意です。

さらに

- ・オンライン学会も出張の扱いにできないか。
- ・システムの雛形を早くから見せてほしかった。

という意見に、人事労務課側は

- ・オンライン学会の出張扱いは他大学の状況も見ながら検討中。
- ・システムのイメージ図は公表されている。

と回答しました。

今回の連絡会で、裁量労働制と就業時間管理の関係など、様々な疑問点がただされたのは有意義なことでした。この連絡会のように膝を突き合わせて話し合う場があれば、無用の誤解を避けることもできるのに、役員会から教授会へのトップダウンの連絡だけで実行に突き進もうとする現在の大学運営のシステム自体が機能不全を起こしているのではないかとの印象を強くします。

また、このシステムがやがては勤務時間による業績評価に利用されるのではないかという不安も、完全に払拭されたわけではありません。さらに動向を注視していく必要があります。



五福キャンパスの教職員の皆さんへ

只今、労働者の過半数代表者信任投票を行っています
今年もコロナ禍のため、次の3つの方法で集めています。

(1)学内便方式

(2)ネット署名方式

(3)信任状収集箱(投票箱)方式

**署名は2月20日までです
よろしくお願いたします。**